

第23号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

提出者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。
第三十二条の二の見出し中「及び住居手当」を削り、同条中「、第十二条及び第十四条」を「及び第十二条」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年九月文京区条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

付則第九項中「、第十二条及び第十四条」を「及び第十二条」に改める。

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(扶養手当 <u> </u> についての適用除外)</p> <p>第三十二条の二 第十一条 <u>及び</u> 第十二条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p><u>1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。</u></p> <p><u>(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</u></p> <p><u>2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年九月文京区条例第三十三号）の一部を次のように改める。</u></p> <p><u>改め文省略（別紙 新旧対照表参照）</u></p>	<p>(扶養手当 <u>及び住居手当</u> についての適用除外)</p> <p>第三十二条の二 第十一条、<u>第十二条</u> <u>及び第十四条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

<p>幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 （令和四年九月文京区条例第三十三号） 付則第二項の規定による改正案</p>	<p>幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 （令和四年九月文京区条例第三十三号）</p>
<p>付 則 1～8 （略） 9 幼稚園教育職員の給与に関する条例第十一条 <u>及び</u>第十二条の規定は、 暫定再任用職員には適用しない。 10 （略）</p>	<p>付 則 1～8 （略） 9 幼稚園教育職員の給与に関する条例第十一条、<u>第十二条及び第十四条</u> の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 10 （略）</p>